

「大正西中学校安心ルール」

| 対応 段階 | 学習の時に | 他の子に対して | 先生に対して | その他のルールとして | 学校等が行うことができる対応 |
|--|--|---|---|--|--|
| 第1段階 | ・授業時間に遅れる | ・物を勝手に使う | | ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きをする ・学校の物を勝手に使う | ・その場で注意 ・個別指導 ・家庭連絡 等 |
| 第2段階 | ・授業の邪魔をする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする | ・仲間はずれにする ・悪口、陰口を言う ・からかう、ひやかす ・無視する | ・挑発的な態度をとる ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす | ・学校の物を壊す ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭け事をする | ・その場で注意 ・個別指導 ・家庭連絡 ・別室における個別指導及び学習指導 ・自己を振り返る活動 等 |
| 第3段階 | ・授業中、故意に妨害をする ・テストの邪魔やカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする | ・嫌がることを無理やりさせる ・暴力をふるう | ・指導に対して激しく反抗する ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう | ・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと ・物を故意に壊す、捨てる | ・家庭連絡 ・別室における個別指導及び学習指導 ・自己を振り返る活動 ・関係諸機関（警察、こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 等 |
| ※ 第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害、恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する | | | | | |